

川崎区企業市民交流事業推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎区企業市民交流事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条に基づき、生活市民と企業市民の交流の場づくりを企業・市民・行政の三者が連携して取り組むため、川崎区企業市民交流事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川崎区企業市民交流事業（以下「企業市民交流事業」という。）が掲げる目的を達成するための各種事業等について、検討及び調査等を行う。
- (2) その他企業市民交流事業の推進に必要な事項に関することを協議、対応する。

(構成)

第3条 推進委員会は、実施要綱第4条に基づき、区長が就任を依頼した者をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、推進委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会計及び会計監査)

第6条 会計は1名、会計監査は2名置き、委員の互選により定める。また、会計及び会計監査の職務は次のとおりとする。

- (1) 会計は、委員会の会計を処理する。
- (2) 会計監査は、委員会の会計を監査する。

(会議)

第7条 推進委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 推進委員会は、その職務を行うため必要と認めるときは、関係者からの資料の提出若しくは説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 推進委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員等によって構成し、推進委員会が所管する事項に関する企画提案や課題検討等を行うものとする。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、企画提案や検討課題等の経過及び結果を推進委員会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進委員会の事務局は、川崎区役所まちづくり推進部地域振興課において処理する。

- 2 推進委員会の事務局長は、川崎区役所まちづくり推進部長をあてる。
- 3 推進委員会の事務局長は、推進委員会の決定に基づき、事務を所掌する。

(その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成7年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。